

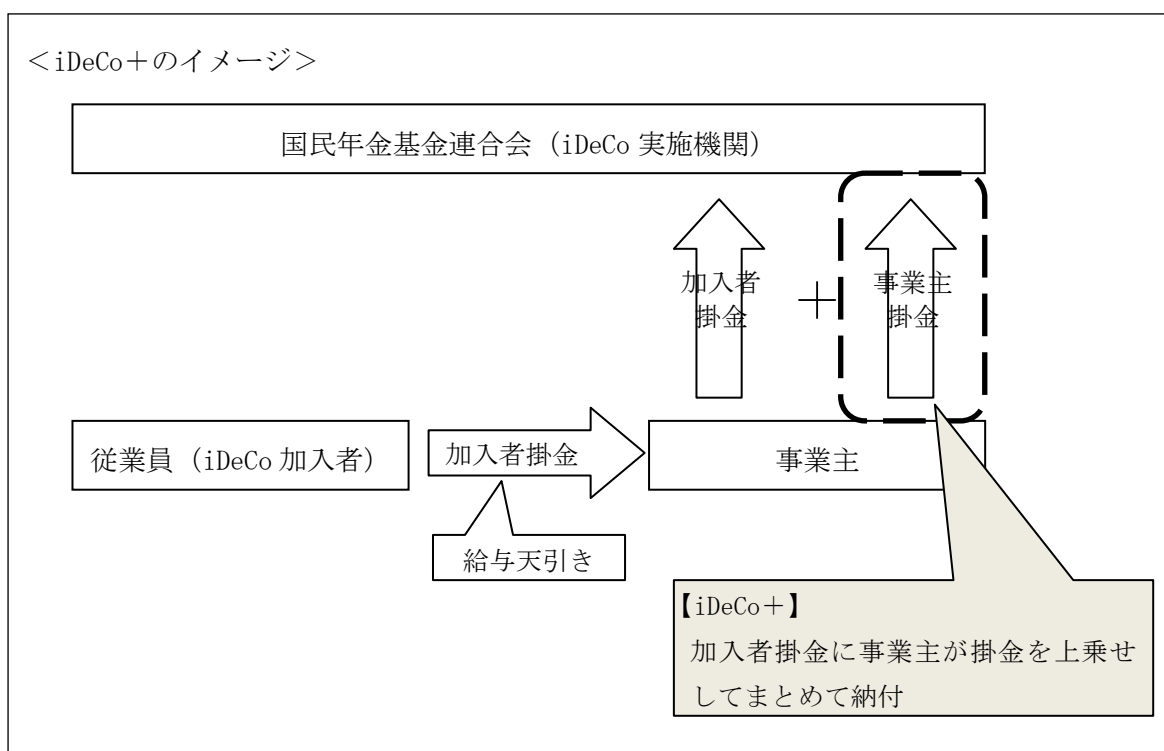
# 1 級ファイナンシャル・プランニング技能検定試験<基礎編・応用編> 学科対策テキスト 主な改正項目のお知らせ

本資料は、原則として平成 30 年 10 月 1 日現在の法令等に基づき作成しています。  
F P 試験において押さえておきたい主な改正項目を掲載していますのでご確認ください。

## <ライフプランニングと資金計画>

### 1. 中小事業主掛金納付制度の愛称が「iDeCo+」になりました。

平成 30 年 5 月にスタートした中小事業主掛金納付制度の愛称が「iDeCo+」になりました。「iDeCo+」では、企業年金を実施していない中小企業（従業員数 100 人以下）において、iDeCo に加入している従業員の加入者掛金に対して、事業主が掛金を上乗せ（追加）して拠出することができます。



### 2. 年間平均額による随時改定の届出ができるようになりました。

平成 30 年 10 月以降の随時改定（平成 30 年 7 月以降に固定的賃金の変動するもの）について、定時決定と同様に年間平均額による随時改定の届出ができるようになりました。

具体的には、以下の要件 1～4 のすべてに該当する場合に、固定的賃金の変動があった月以降 4 ヶ月目から、年間平均額による標準報酬月額で改定することができます。

要件 1	現在の標準報酬月額（※1）と、通常の随時改定による標準報酬月額（※2）との間に 2 等級以上の差があること
要件 2	通常の随時改定による標準報酬月額と、年間平均額による標準報酬月額（※3）との間に 2 等級以上の差があること
要件 3	通常の随時改定による標準報酬月額と、年間平均額による標準報酬月額に生じる差が、業務の性質上、例年発生することが見込まれること（※4）

要件 4	現在の標準報酬月額と、年間平均額による標準報酬月額との間に1等級以上の差があること
------	---

- (※1) 固定的賃金の変更があった月から3ヵ月目の標準報酬月額
- (※2) 固定的賃金の変動があった月以降3ヵ月に受けた固定的賃金と非固定的賃金の平均額より算定した標準報酬月額
- (※3) 以下の①と②と合計した額より算定した標準報酬月額
  - ① 固定的賃金の変動月以降3ヵ月間に受けた固定的賃金の平均額
  - ② 固定的賃金の変動月前9ヵ月と以後3ヵ月（12ヵ月に受けた）非固定的賃金の平均額
- (※4) 一般的に、定期昇給時期に非固定的賃金が増加しているという実態が例年確認できていること

なお、年間平均額による随時改定については、被保険者が同意していることが必要となります。

### 3. 経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）が改正されました。

平成30年9月25日に経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）が改正されました。改正により、共済事由が追加され、共済契約の解除の取扱いが緩和（災害等に起因する掛金の滞納は、共済契約が継続できるようになった）されました。

## <不動産>

### 1. 法務大臣が指定する価額が10万円以下の一定の土地に係る登録免許税が免税されます。

土地について相続（相続人に対する遺贈を含む）による所有権移転の登記を受ける場合において、その土地が市街化区域外の土地であって、市町村の行政目的のため相続による土地の所有権移転の登記の促進を特に図る必要があるものとして法務大臣が指定する一定の土地のうち、不動産の価額が10万円以下の土地であるときは、平成30年11月15日から平成33年（2021年）3月31日までの間に受ける、その土地の相続による所有権移転の登記については、登録免許税を課さないこととされました。

## <相続・事業承継>

### 1. 配偶者短期居住権が新設されます。

配偶者は、相続開始時に被相続人の建物（居住建物）に無償で住んでいた場合には、一定の期間、居住建物を無償で使用する権利（配偶者短期居住権）を取得できるようになります。

なお、施行期日は平成32年（2020年）4月1日です。

### 2. 配偶者居住権が新設されます。

配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物を対象として、終身または一定期間、配偶者に建物の使用を認めることを内容とする法定の権利（配偶者居住権）が新設されます。

なお、施行期日は平成32年（2020年）4月1日です。

3. 長期間婚姻している夫婦間で行った居住用不動産の贈与等を保護するための施策が新設されます。

婚姻期間が20年以上である配偶者の一方が他方に対し、その居住の用に供する建物またはその敷地（居住用不動産）を遺贈または贈与した場合には、原則として、計算上遺産の先渡し（特別受益）を受けたものとして取り扱わなくてよいこととなります。

なお、施行期日は平成31年（2019年）7月1日です。

4. 相続された預貯金債権の仮払い制度が新設されます。

相続された預貯金債権について、生活費や葬儀費用の支払、相続債務の弁済などの資金需要に対応できるよう、遺産分割前にも払戻しが受けられる制度が創設されます。

なお、施行期日は平成31年（2019年）7月1日です。

5. 自筆証書遺言の方式が緩和されます。

自筆証書遺言に、パソコンなどで作成した目録を添付したり、銀行通帳のコピーや不動産の登記事項証明書などを目録として添付したりすることができるようになります。

なお、施行期日は平成31年1月13日です。

6. 公的機関（法務局）における自筆証書遺言の保管制度が創設されます。

遺言書の紛失や隠匿等を防止するため、また遺言書の存在の把握を容易とするため、公的機関（法務局）における自筆証書遺言の保管制度が創設されます。

なお、施行期日は平成32年（2020年）7月10日です。

7. 相続の効力等に関して見直しが行われました。

相続させる旨の遺言等により承継された財産については、登記なくして第三者に対抗することができることとされていた現行法の規律を見直し、法定相続分を超える部分の承継については、登記等の対抗要件を備えなければ第三者に対抗することができないこととなります。

なお、施行期日は平成31年（2019年）7月1日です。

8. 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策（特別の寄与）が立てられます。

相続人以外の親族が、無償で被相続人の療養看護等を行った場合、一定の要件のもとで、相続人に対して金銭の支払を請求することができることとなります。

なお、施行期日は平成31年（2019年）7月1日です。

以上